

○国立大学法人埼玉大学教育学部附属教育実践総合 センター規程

〔平成16年4月1日〕
規則第48号

改正 平成17. 3. 4 16規則217 平成18. 4. 1 18規則101
平成19. 4. 1 19規則33 平成20. 4. 1 20規則31
平成24. 3. 2 23規則16 平成27. 2.19 26規則55
令和5. 3.25 4規則83 令和6. 2.15 5規則48

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第11条第2項の規定に基づき、教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教育の臨床の学の基本理念に基づき、学内外の関係諸機関との連携のもとに教育実践に関する理論的かつ実際的研究及び教育を行い、教員養成及び教員研修に資するとともに、子どもたちの学びの場の創造とその成長をめぐる問題の解決に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、教育学部及び大学院教育学研究科における次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育実践に関する研究と教育
- (2) 学校教育に関する研究と教育
- (3) 教員養成に関する研究と教育
- (4) 教職支援に関する連携業務
- (5) 教員研修及び教職専門性の高度化に関する研究と教育
- (6) 前各項に掲げる業務に関する資料の収集及び研究成果の公開
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの教育・研究担当を命ぜられた教員（以下「担当教員」という。）
- (3) その他の教職員

(センター長)

第5条 センター長は、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教授をもって充て、教育学部教授会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2期を超

えて在任することはできない。なお、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当教員)

第6条 担当教員の採用及び昇任等は、教育学部教授会の議を経て、学長が任命する。

(兼任教員)

第7条 センターに、兼任教員を置くことができる。

2 兼任教員は、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教員のうちから、センター長の推薦に基づき、教育学部長が任命する。

3 兼任教員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(客員教授等)

第8条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等は、担当教員と共同して研究と教育を行うものとする。

3 客員教授等の採用は、教育学部教授会の議を経て、学長が任命する。

4 客員教授等の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(プロジェクトチーム)

第9条 センターの業務を推進するため、必要に応じてプロジェクトチームを組織することができる。

2 プロジェクトチームは、原則として担当教員をもって構成し、兼任教員、客員教授等又は研究員を加えることができる。

3 研究員は、プロジェクトに関連した研究若しくは実践歴又は経験、知識、技能等を有する本学の教員又は本学以外の者のうちから、次条に規定する教育実践総合センター会議の議を経て、教育学部長が委嘱する。

4 研究員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

5 プロジェクトチームの研究、教育及び指導の成果は、年度ごとにセンター紀要等において公表するものとする。

(教育実践総合センター会議)

第10条 センターに教育実践総合センター会議（以下「センター会議」という。）を置き、センターにかかわる次に掲げる事項について協議及び報告を行う。

(1) 運営の基本方針に関すること。

(2) 人事に関すること。

(3) 予算・決算に関すること。

(4) 事業に関すること。

(5) その他の重要事項

第 1 1 条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 担当教員
- (3) その他センター長が必要と認めた教員

2 前項第 3 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 1 2 条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した担当教員がその職務を代行する。

2 議長は、センター会議を招集し、これを主宰する。

3 センター会議は、センター会議構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席したセンター会議構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 センター会議は、センター会議構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 1 3 条 センターの事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

(雑則)

第 1 4 条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て教育学部長が行うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、センター会議の議を経て、教育学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 3. 4 16規則217)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則101)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則33)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則31)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 3. 2 23規則16)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 2.19 26規則55）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3.25 4規則83）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。